

菊陽町立小中学校へのチラシ配布基準

令和5年12月15日～適用 菊陽町教育委員会学務課
令和7年5月22日～一部変更適用

配布元		行政（国・熊本県・菊陽町）	社会教育団体・公共施設	その他の団体・法人
個別配布	条件		<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施日 20 日前までに学務課へ事前連絡が必要※ ●学校長宛て依頼文が必要 	<p style="text-align: center;">不 可</p> <p>ただし、次のいずれかに当たる場合はこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●菊陽町または菊陽町教育委員会の取組と関連がある事業 ※国県町の補助事業含む。 ●行政機関経由で配布依頼があったもの
	方法	●町が配布するものは、学校、学級ごとに仕分けたうえで学務課へ持参（予備を入れる）	●学校、学級ごとに仕分けたうえで学務課へ持参（予備を入れる）	
校内掲示	条件		<ul style="list-style-type: none"> ●学校長宛て依頼文が必要 ●依頼文には、配布対象者、撤去期限、連絡先を明記する 	
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ●枚数は各学校5枚まで ●掲示枚数については、施設の状況に応じて学校長判断 	<ul style="list-style-type: none"> ●枚数は各学校5枚まで ●掲示枚数については、施設の状況に応じて学校長判断 	

- この基準は、「菊陽町教育委員会→町立小・中学校→児童生徒」経由で配布する場合に適用されます
- 社会教育団体は、子ども会、女性の会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどを想定しています
- 「教職員の働き方改革の推進について（平成31年3月18日文部科学大臣）」およびペーパーレス化の観点から、校内掲示を検討ください
- 学校、学級ごとの人数は、学務課より提供します
- 「その他の団体・法人」については、民間の広告掲載など、学校からの配布によらない周知方法を検討ください
- 安心メールによる周知等ペーパーレス化へのご協力をお願いします。
- 本基準適用以前の配布物に関してはこの限りではありません

※事前連絡方法 … ①～③いずれかの方法で連絡をお願いします。

- ①電話連絡（096-232-4918）
- ②「事業実施日【団体名】チラシ配布依頼」と題し、メール送付（gakkokyoiku@town.kikuyo.lg.jp）
- ③「事業実施日【団体名】チラシ配布依頼」と題し、FAX送信票とチラシ見本をFAX（096-233-4010）

